

STOP!! ハラスメント

令和4年10月



水島理事からのメッセージ

「昭和」の時代、ハラスメントという言葉を書くことはほとんどありませんでした。職場におけるセクシュアルハラスメントが本格的に裁判で争われたのは、「平成」になってからです。初めての裁判例とされる福岡セクシュアルハラスメント事件（福岡地判平成4年4月16日）は、男性上司が女性部下の異性関係が乱れている等の発言を繰り返し、女性を退職に追い込んだという事案です。裁判所は男性の不法行為責任を肯定しました。この裁判を契機に、セクシュアルハラスメントが社会的に注目されます。当時、ハラスメントに関する法規制はありませんでした。

「平成」の時代、ハラスメントに関する法規制が整備されました。セクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法に、マタニティハラスメントについては男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に、規定されています。「令和」になり、パワーハラスメント防止措置義務が労働施策総合推進法に規定されました。

「昭和」では許された慣行や言動が、「令和」では違法なハラスメントになることがあります。「ハラスメントはいけない」は当然のことです。「令和」のいま、「ハラスメントはなくて当たり前」の意識を持ちましょう。



大阪大学は、ハラスメントを
「見逃しません」「許しません」「厳正に対処します」。

みなさん一人一人のご協力をお願いします。

理事・副学長 水島 郁子



ハラスメント相談室（秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6505

吹田地区 06-6879-6981、06-6879-6982

箕面地区 072-730-5112

相談希望の方はまずはお電話をください。

大阪大学ウェブサイト https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

